

平成 26 年 12 月 9 日
杉本まさ子

ガス料金に関するご質問

下記のご質問に次回(12/17)に書面でご回答頂き、小委員会でご公表下さい。

1. 都市ガスの料金制度について

○ガスシステム改革の目的は、都市ガスの相互参入を前提に「新たなサービスやビジネス機会の創出」「競争の活性化による料金抑制と消費者利益」「消費者利益の確保と安全確保」です。しかし都市ガス同士の競争がないガス事業者まで、既存消費者に変更コストの係る他燃料との競争を理由に、料金規制や供給義務の撤廃まで論点が拡大された理由は何ですか。【ガス市場整備課宛】

○「規制だらけの締め付け強化で自由競争を阻害する」との指摘は、料金値下げの自由化でも自由競争阻害することになりますか。「既築都市ガス消費者の料金値上げは事前認可、新築や増改築消費者には値下げは自由」であると、ガス事業者の不都合な点は何ですか。また「料金の値下げも値上げも自由がシステム改革賛成の最大の理由」との意見は、ガス業界団体も同じですか。【日本ガス協会宛】

○LPG業界は、内管や機器の貸付をガス料金に混在することを禁止しないのですか。

ガス料金の内訳や適用単価を記載した 14 条書面のすべての消費者分を会社で保存しているのですか。そうであれば、苦情相談で書面がなければ取締まれますか。

また都市ガスの料金も自由化すると、経年内管の入れ取り替えや不良給排気をガス料金に付加することを認めるのですか。【ガス市場整備課宛】

○常磐共同ガスの供給区域は、新築のオール電化が 9 割を超えるとのことですが、新築件数と道路からガス管引込費用が無料で他燃料となった件数と、経済産業省に届出る市区町村別の最新と 5 年前の普及率を教えてください。

【ガス市場整備課宛】

○熱量変更の投資や経年管対策費は、料金原価に入れられないのですか。また別荘など少量消費の原価は基本料金で回収できない、との指摘もありましたが、消費者への原価の情報公開と値上申請周知の理解の上でも値上げはでき

ないのですか。
宛】

【ガス市場整備課

- 「規制だらけの締め付け強化」「中小・零細事業者いじめ」との指摘がありますが、料金認可規制の簡素化や弾力的な運用はできないのですか。

【ガス市場整備課宛】

2. 簡易ガスの料金制度について

- 3.6 万件の熱供給では、家庭用集合住宅の給湯に代替性がないことから、個別区域ごとに具体的に検討の上で、制度移行前の供給規程による料金規制(値上げ認可、値下げ届出)や供給義務の経過措置が残ることになりました。

また消費者件数が千から一万戸件までの約 170 の都市ガスでも、料金規制の移行措置が検討されています。

その一方で、140 万件の簡易ガスでは、集合住宅型や賃貸住宅の厨房や給湯でも熱供給と同じく代替性はありません。また消費者件数が千から一万戸件までの約 350 の簡易ガスも都市ガスと同じ形態で、集合や賃貸住宅でなくても同じ LP ガスでもボンベやオール電化への変更では手間とコストがかかります。

熱供給や都市ガスと同じ措置をしない理由は何ですか。【ガス市場整備課宛】

以上